様式第3号（第5条関係）

第　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

くみ取便所の水洗化について（依頼）

すでにご承知のことと思いますがあなたの所有する下記の家屋は、　　　　年　　月　　日に下水道処理区域（供用開始区域）となっております。

下水道法により、この処理区域になりますと家屋の所有者は、くみ取便所を３年以内に水洗便所に改造しなければなりません。

改造義務期限まであと６か月ほどとなっておりますので期限内に水洗化されますようお願いします。あわせて、浄化槽設置式水洗便所を設置している家屋の所有者につきましても、遅滞なく下水道への接続をされますようお願いいたします。

なお、すでに水洗化（下水道への接続）が完了している場合は、ご面倒でもご連絡をお願いします。

また、水洗化ができない特別な事情やお問い合わせは、丸亀市　　　部　　　課までご連絡ください。

（電話　　　　　　内線　　　　）

記

家屋所在地

改造義務期限　　　　　年　　月　　日